

社会福祉法施行規則（抜粋）（昭和26年厚生省令第28号）

（第一条から第二十八条 略）

（名称等の変更の届出）

第二十九条 法第九十三条第四項の規定により届出をしようとする都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合）

第二十九条の二 法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉事業等に従事しなくなった場合
- 二 介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合

（法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二十九条の三 法第九十五条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 三 介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日
- 四 就業に関する状況

（届出の方法）

第二十九条の四 法第九十五条の三第一項及び第二項の規定による届出は、電子情報処理組織（都道府県センターの使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合においては、法第九十九条に規定する中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）を経由して行うものとする。

（法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者）

第二十九条の五 法第九十五条の三第三項の厚生労働省令で定める者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第四号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校及び中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者とする。

（法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十九条の六 法第九十五条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第九十四条各号（第六号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認める者とする。

（事業計画書等の提出）

第三十条 法第九十六条第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。

2 都道府県センターは、法第九十六条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

3 法第九十六条第二項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

(準用)

第三十一条 第二十八条、第二十九条及び前条の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第二十八条第一項中「法第九十三条第一項」とあるのは「法第九十九条」と、同条第二項中「法第九十四条」とあるのは「法第百条」と、第二十九条中「法第九十三条第四項」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十三条第四項」と、前条第一項中「法第九十六条第一項前段」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第一項前段」と、同条第二項中「法第九十六条第一項後段」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第一項後段」と、同条第三項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第百一条において準用する法第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(第三十二条以降略)